

本許可条件は、道路法(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号)第 87 条及び那覇市中心市街地交通広場管理要綱(平成 23 年 6 月 22 日建設管理部長決裁)に基づき、道路構造の保全、交通の危険防止、その他円滑な交通を確保することを目的に付すものである。

#### 1 一般事項

- (1) 許可目的以外には道路を占用しないこと。
- (2) 許可範囲を超えて道路を占用しないこと。
- (3) 他の公共用工作物の効用を阻害しないこと。
- (4) 路上イベントを行う場合は、那覇警察署において、道路使用許可を受けること。

#### 2 隣接道路(歩道含む)への対応

- (1) 隣接道路(歩道含む)の交通に支障を及ぼさないこと。
- (2) 隣接道路(歩道含む)の安全対策として、占用物は、隣接道路から 70cm の離隔をとること。(パレットくもじ前交通広場ペDESTリアンデッキに関しては別途協議する。)

#### 3 地域との合意形成、苦情、損害及び環境

- (1) 路上イベントを開催するにあたっては、地域における十分な合意形成を図ること。(近隣の住民及び店舗等の理解と協力を得ること。)
- (2) 道路利用者から占用物設置に関して苦情があった場合は、速やかに対処すること。また、当該作業により第三者に損害を与えたときには、占用者の責任により対処すること。
- (3) 音響設備を使用するときは、周辺住民等の迷惑にならない音量及び音質にすること。
- (4) 路上イベントに必要な関係機関からの許可は、占用者の責任において、事前に取得すること。
- (5) 占用期間中は、占用物を常に責任を持って管理し、第三者に損害を及ぼしたときは、占用者の責任で対処すること。
- (6) 路上イベントにより排出されるごみや廃棄物は適正に処理すること。
- (7) 路上イベント終了後は、交通広場の清掃を行い原状回復すること。

#### 4 交通広場の保全

- (1) 占用物件の設置場所は、道路の構造又は道路交通に支障を及ぼさない場所とする。
- (2) 占用物件の構造は、道路の構造に支障を及ぼさないもので、かつ、周辺の景観、美観等を妨げないこと。
- (3) 道路もしくは、その付属物に損害を及ぼすか、又は及ぼす恐れがあるときは、直ちに道路管理課に届け出てその指示を受け、必要な措置を講ずること。
- (4) ステージ、テント等を設置するときは、構造物にワイヤー、ロープ等を固定しないこと。
- (5) 床タイルの保護のため、ステージ、テント等の基礎部分にはベニヤ板等を敷くこと。
- (6) 車輛総重量(車+荷物+人をいう。)2.0t 以上の車輛を乗り入れる場合は、敷き鉄板等により交通広場及び歩道を保護すること。
- (7) 道路及びその付属物を破損したときは、道路管理課の指示に基づき占用者の責任で早急に原状復旧すること。

## 5 危険防止及び安全対策

- (1) 占用物は、強風雨、振動等により倒れないよう強固に設置し、破損、脱落等のおそれがあるときは、速やかに補修又は撤去すること。
- (2) 近隣建物、店舗等への動線は、十分な歩行空間(原則として3.5m以上)を確保すること。
- (3) 現場管理責任者は、路上イベント実施に際し、通行車両及び歩行者に対し十分な安全対策を講じ、安全が確保できないと判断されるときは、路上イベントを中断し、又は中止するなどの処置を行うこと。
- (4) 交通広場の近隣住民、店舗関係者及び歩行者の通行の支障となるような行為はしないこと。
- (5) 点字ブロック上、左右30cmに工作物等を原則設置しないこと。なお、やむを得ず、点字ブロック上に工作物等を設置する場合は、別途、点字ブロックの機能を確保すること。
- (6) 安全性の根拠が示せない占用物は、設置しないこと。
- (7) 交通広場での火気の使用は事前の協議において指定された場所で行うこと。但し移動販売車を除く。

## 6 電飾の設置

- (1) 電飾は、信号機、交通標識等の支障にならない位置に設置すること。
- (2) 電飾は、道路を横断して配線設置しないこと。
- (3) 電飾設置に伴う樹木に与える影響・負担は、最小限にすること。

## 7 飲食物の販売等(移動販売車を除く)

- (1) 飲食物の販売(調理含む)等を行う場合には、事前の協議において指定された場所で行うこと。
- (2) 飲食物の販売(調理含む)等を行うことで発生する廃棄物(雑排水、残飯等)は適正に処理すること(道路側溝及び近隣施設等への投棄厳禁。 )。

## 8 移動販売車

- (1) 移動販売車は、車輛総重量2.0t未満を原則とする(自動車検査証の写しを提出すること。 )。
- (2) 各交通広場で使用できる移動販売車の台数は、原則下記を上限とする。
  - ア パレットくもじ前交通広場 1台
  - イ てんぷす那覇ポケットパーク 1台
  - ウ 牧志駅前交通広場 2台
  - エ 美栄橋駅前交通広場 1台

## 9 その他

交通広場の管理上、道路管理課が必要と認めるときは、新たに条件を付すものとする。